

暮らし・にぎわい再生事業

1. 目的 中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能（公益、住宅、商業施設等）のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公益施設等の都市機能等の導入を図る。

2. 事業要件 以下に掲げる要件に該当すること※1※2

- 1) 中心市街地活性化法に基づき認定された基本計画区域内
- 2) 認定基本計画に位置付けられた都市機能導入施設又は賑わい空間施設であること
- 3) 公益施設を含むものであること（都市機能導入施設に限る。）
- 4) 地階を除く階数が原則として3階以上であること（都市機能導入施設に限る。）
- 5) 耐火建築物又は準耐火建築物であること（都市機能導入施設に限る。）
- 6) 敷地面積等が1,000㎡以上（複数のコア事業を行う場合又は三大都市圏及び政令指定都市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は500㎡以上）であること

※1 敷地面積1,000㎡未満の施設を含む小規模連鎖型事業の場合、特例措置あり

※2 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域の場合、特例措置あり

3. 事業概要

○ コア事業

・都市機能まちなか立地支援：中心市街地に都市機能導入施設を整備（新設）する。

（補助対象）調査設計計画費、土地整備費、まちなか立地に伴い追加的に必要となる施設整備費（施設内通行部分等）、賑わい交流施設整備費、供給処理施設整備費※3、空地等整備費※3、その他施設整備費※3、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）、事務費

※3 市街地再開発事業等の採択要件を満たす場合に限る。

・空きビル再生支援：中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生する。

（補助対象）調査設計計画費、改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設整備費、施設購入費（賑わい交流施設、施設内通行部分等）、事務費

・賑わい空間施設整備：多目的広場等の整備を行う。

（補助対象）調査設計計画費、建築物除却費、公開空地整備費、施設購入費、事務費

○ 附帯事業

・計画コーディネート支援

（補助対象）再生事業計画の作成に要する費用、コーディネート業務に要する費用

・関連空間整備

（補助対象）駐車場の整備費、緑化施設等の整備費、施設購入費

4. 事業主体 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、中心市街地活性化協議会、民間事業者等

5. 補助率 1／3（都市機能まちなか立地支援及び空きビル再生支援については、一定の要件を満たす場合、1／1.5加算）

6. 経過措置 平成24年度末までは、「認定基本計画に位置付けられた」については、「認定基本計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれる」と読み替える。

